

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	【最終】担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施。C: 代替案の提示。D: 現行法令等で対応可能。E: 対応しない。F: 各省が今後検討。Z: 指定自治体が検討)			【最終】指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	省庁の最新見解	内閣府(事務局)再整理(コメント欄)	内閣府再整理
			提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期						
アジアヘッドクォーター特区	10	○都が東京進出の外国企業を認定した場合、認定企業に就労予定の外国人の在留資格審査を迅速化 ○都が認定した企業の外国人が企業内転勤を行う場合、在留資格審査を迅速化 ○従業員及び企業の事務手続きの軽減を図るため、都が認定した企業に就労する外国人がビザを申請する場合、在留資格認定証明書交付申請の代理者にビジネスコンシェルジュを追加	入国・再入国申請審査の緩和 【東京都・アジアヘッドクォーター特区】 ○認定企業において就労予定/企業内転勤の外国人の在留資格審査の迅速化 ○申請取次ぎに東京都が委託するビジネスコンシェルジュを追加	法務省入国管理企画官室	出入国管理及び難民認定法	F	-	-	外国の優良な企業を招致するための、東京都による実効性のある確実な体制が構築されることを前提にこれに協力することとして、さらに建設的な協議を東京都との間で行いつつ、検討を進める。	b	審査の迅速化を図る対象となる企業の認定及び都が認定した企業に就労する外国人が提出する書類の簡素化並びにビジネスコンシェルジュによる申請手続きの代理に關して、東京都が示した提案を検討いただき、提案の実現へ向け引き続き協議を実施したい。	東京都が要望する審査の迅速化や手続きの簡素化において、まずは東京都が認定する企業の認定基準や書類の簡素化、ビジネスコンシェルジュによる申請手続きについて検討が必要であり、法務省は東京都の提案について検討を行い、その検討過程で必要に応じて東京都から具体的な内容を明らかにし、国と地方の双方の合意の下、引き続き協議を行うこと。	II
アジアヘッドクォーター特区	11	○都が認定した外国企業に外国人留学生が就職する場合、就労ビザの審査を迅速化	外国人留学生に対する就労ビザの緩和 【東京都・アジアヘッドクォーター特区】 ○認定企業において就労予定の留学生の在留資格審査の迅速化、添付書類の簡素化	法務省入国管理企画官室	出入国管理及び難民認定法	F	-	-	外国の優良な企業を招致するための、東京都による実効性のある確実な体制が構築されることを前提にこれに協力することとして、さらに建設的な協議を東京都との間で行いつつ、検討を進める。	b	審査の迅速化を図る対象となる企業の認定及び都が認定した企業に就労する外国人留学生が提出する書類の簡素化並びにビジネスコンシェルジュによる申請手続きの代理に關して、東京都が示した提案を検討いただき、提案の実現へ向け引き続き協議を実施したい。	東京都が要望する審査の迅速化や手続きの簡素化において、まずは東京都が認定する企業の認定基準や書類の簡素化、ビジネスコンシェルジュによる申請手続きについて検討が必要であり、法務省は東京都の提案について検討を行い、その検討過程で必要に応じて東京都から具体的な内容を明らかにし、国と地方の双方の合意の下、引き続き協議を行うこと。	II
アジアヘッドクォーター特区	14	○医師免許互換制度の規制緩和 ・総合特区内の病院における外国人に対する診療を条件として、協定締結国の医師受入れを拡大し、外国人を診療対象に限定した外国人医師による診療の機会を確保する。	外国人医師の規制緩和	厚生労働省医政局医師課	医師法	D	-	-	①「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認めること → 地域医療への影響等について、東京都において改めて整理を行うこととしています。 ② 特例的な医師国家試験を日本語、英語、必要に応じてその他の言語で実施すること → 特例的な医師国家試験は、その都度試験委員を選定して新規の試験問題を作成しており、英語以外の他の言語に堪能で、なおかつ国家試験問題作成を委嘱するに足りうる相当数の試験委員の確保は困難であること、また、厚生省の国家試験所管理局において、当該言語による事務的な確認を行うことが困難であることから、英語以外での試験実施は困難です。 ③ 特例的な医師国家試験を要請に応じて柔軟に実施すること(実施時期) → 特例的な医師国家試験については、受入の決定後に厳正に実施することとしており、実施時期については要請の時期に合わせて設定されます。なお、試験問題作成等の準備期間を要するため、実施に当たっては相当の期間の確保が必要であることから、通知では1年に1回と示しています。 ④ 特例的な医師国家試験の実施にあわせて当該試験に対応した、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること → 特例的な医師国家試験の実施については、以下のとおり、標準的な処理期間として12ヶ月程度を要します。(以下のような手続き及び事務処理が必要です。) ・外国大使館からの要請等を受けてから、関係省庁との調整等 ・試験を受けようとする外国人の受験資格認定 ・試験実施要領の策定や試験委員の選定 ・問題作成 ・試験の実施及び採点 ・医籍登録	c	① 今回の都の提案は、外国人医師が外国人のみを対象に、我が国の医療保険制度による診療を行なうものであり、地域の医療提供体制に影響を及ぼすものとは考えていない。そのため、「当該国医師等の受入地域」の単位として、アジアヘッドクォーター特区を一つの単位として認め、貴省発出の通知により明示していただく。特例の一つの単位としてに照し、国において地域医療への影響について具体的に懸念されることがあれば、お示しいただきたい。 ② 特例的な医師国家試験を英語以外の外国語で実施することが実務上困難であるとの回答であるが、法制度上は可能であると認識できるため、英語以外の外国語での特例的な医師国家試験の実施に向けてその具体的な方法を引き続き検討すること。 ③ 貴省の回答では、標準的な処理期間しか示されておらず、都道府県が要請書を実際に提出するにあたっての期限等が明示されていない。また、特例的な医師国家試験は1年に1回しか実施しないことであるが、そうなる試験開始予定の1年前から申請しなくてはならないこととなる。その場合、実直前の受験料を返還して申請しなくてはならないが、それが可能であると考えるという点も、また、複数の都道府県が時差を離れず申請した場合、後に申請した都道府県は先に申請した都道府県の試験の実施を待つこととなり、無用な混雑を招く恐れがある。については、都道府県からの要請書の提出期限、その要請書に対する貴省回答時期、受験資格認定の申請期限、同認定時期、受験申請期限を設定、明示すること。 本制度に基づき貴省に外国人医師等の受入れを要請するにあたって、必要な情報等が明示されており、本制度の枠組の中で、貴省が考える外国人医師等の受入れが実現するかが不明であることから、現時点では貴省回答を受け入れられない。	東京都において整理することとなった①について一定の考え方が示されたことから、厚生労働省(注)1)から④において確認や検討を求めている事項について自治体に明示し、引き続き協議すること。	II
関西イノベーション国際戦略総合特区	67b	治療専用ベッドを特定病床として認定するに当たっては、通常必要とされている厚生労働大臣の事前協議・同意を不要とし、手続きを簡略化することで必要な病床数を迅速に確保し治療を推進する。 また、臨床研究専用ベッドについては、特定病床として、医療法に基づく病床規制の上限値を超えた設置を許容し、その際、厚生労働大臣の事前協議・同意を不要とする。	治療・臨床研究に係る病床規制の特例	厚生労働省医政局指導課	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第7項 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3及び第5条の4 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の2第1項	F	-	平成24年度中を目途に結論を得る	特例病床の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに提案者である大阪府と十分協議していきたい。	a	自治体が要望する治療・臨床研究に係る病床規制の特例について、実のためには特例病床の整備計画の詳細の検討が必要であり、8月(P)を目途に具体的な内容等について引き続き協議すること。	II	
関西イノベーション国際戦略総合特区	730	薬剤合成可能な病院からのPET検査用薬剤の譲渡を可能にすることにより、薬剤合成装置を有さないPET装置を有する病院での集積確認(PET検査)を可能とする。	薬事承認を受けていない院内合成PET薬剤の譲渡許可	厚生労働省医政局総務課、医政局経済課 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課		B	-	-	ご見解において、複数の医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について(平成22年医政発0330第2号)の中で示している。複数の医療機関において再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件を満たすものであれば、院内合成PET薬剤の譲渡を行うことについては、差し支えないものと判断する。 なお、医療機関で自家消費の目的で医薬品を調製(院内製剤)する行為は業に於いては認められていない。医師又はその指示を受けた薬剤師、看護師、診療放射線技師等の医療従事者が、他の医療機関の設備を利用してその薬剤を合成し、その薬剤を自らの患者に使用することは、現行の法令体系でも実施可能である。	b	自治体が要望する薬事承認を受けていない院内合成PET薬剤の譲渡については、実現のためには、①については、譲渡元と譲渡先の医療従事者の存在の取扱いについての検討が必要であり、8月を目途に、指揮命令系統、遵守すべき事項等の具体的な内容等について引き続き協議すること。 なお、②については、「院内での診療」についての検討が必要であり、8月を目途に、実施体制、遵守すべき事項等の具体的な内容等について引き続き協議すること。	II	
関西イノベーション国際戦略総合特区	781	薬監証明に関する手続きの電子化と簡素化を図る。当面は、試験研究、社内見本、治療を目的とする医薬品、医療機器等に係る薬監証明手続きをターゲットとして、SaaS基盤を活用し、全ての輸出入手続きに活用可能な独立型汎用システムの構築を目指す。 あわせて、押印廃止をはじめとする様式の簡素化、契約方法の見直しなど添付書類の見直しを図るとともに、簡易な手続きミスや国の説明時間を低減させるため、ヘルプデスクの設置などサポート機能を強化する。 開空が主たる輸出入港となる近畿厚生局管内を対象に、実証実験事業として開始し、検証作業を進めながら、対象品目及び輸入目的の段階的な拡張を図る。最終的には全国システムとしてNACCS(通関システム)への接続を想定する。	薬監証明の電子化、簡素化のための医薬品等輸入監視要領の緩和	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課		B	平成24年度中	平成25年度から実証実験が進められるよう平成24年度中に必要な措置をとる。	① 実証実験を進めるためには、税関、厚生局等の関係機関の協力が必要であるため、自治体は関係機関と連携して進めていただきたい。 ② ①を条件として、実証実験を進められたり、厚生労働省において具体的に特例措置等について検討を進める。	b	地元が提案する実証実験は、現在、国が検討を進めている薬事法関連手続きの電子化を先導し、その導入を円滑ならしめるなど、国民経済にその成果が還元されるものである。ゆえに、より良い成果を得るためにも、権能を有する国と提案者である地方が協力し、実施すべき取組みと認識している。 今後、一刻も早い実験開始を望む企業等が多いことから、必要経費は原則、地元と受益者で負担することとしたが、上記認識は取らざるものではなく、国におかれても、同様の認識をいただいているものと理解している。 したがって本省と出先機関の円滑な調整や事務の効率化を見直し、必要な制度改正などの点で国として取組み、地元とともに効果的な実証実験となるよう尽力いただきたい。	自治体が要望する薬監証明の電子化、簡素化について、厚生労働省より検討するとの見解が示されたが、平成25年度から実証実験を行えるように、引き続き協議すること。	II

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
アジアヘッド クォーター特区	10	具体的な企業の認定基準やビジネスコンシェルジュによる申請手続等について、事業主体である東京都から検討結果が示された後に、引き続き東京都と建設的な協議を行う予定。	具体的な企業の認定基準やビジネスコンシェルジュによる申請手続等について、事業主体である東京都に対し検討を求めているところ。	具体的な企業の認定基準やビジネスコンシェルジュによる申請手続等について、事業主体である東京都に対し検討を求めているところであるため、協議終了時期を明記することはできないが、東京都から検討結果が示されることを前提として、平成25年3月までに協議を終了できるよう努める。	
アジアヘッド クォーター特区	11	具体的な企業の認定基準やビジネスコンシェルジュによる申請手続等について、事業主体である東京都から検討結果が示された後に、引き続き東京都と建設的な協議を行う予定。	具体的な企業の認定基準やビジネスコンシェルジュによる申請手続等について、事業主体である東京都に対し検討を求めているところ。	具体的な企業の認定基準やビジネスコンシェルジュによる申請手続等について、事業主体である東京都に対し検討を求めているところであるため、協議終了時期を明記することはできないが、東京都から検討結果が示されることを前提として、平成25年3月までに協議を終了できるよう努める。	
アジアヘッド クォーター特区	14	東京都の①から④までの要望について引き続き当省で検討中	①から④までの要望について検討の結果が出次第、指定自治体に協議を行う予定	東京都との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として協議を終了できるように努める。	
関西イノベーション 国際戦略総合 特区	678	特例病床の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに協議するとされたため、協議に必要な書類の提出を指定自治体へ求めた。	現時点では、指定自治体において特例病床の協議に必要な書類を準備していただいているところであり、それらが提出され次第、速やかに内容の確認等の手続きを進める。	指定自治体との協議の状況次第であるため、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として協議を終了できるように努める。	
関西イノベーション 国際戦略総合 特区	730	複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件について提案主体にて検討いただいている。	複数の医療機関において共同で再生・細胞医療を実施する場合の要件と同様の要件について提案主体にて検討いただいていることから、提案主体からのご相談を受け次第、協議を行う予定。 また、現行法令体系で実施可能な部分については、実務を行うにあたり不明な点等の相談が提案主体からなされた場合には、相談に応じる予定。	指定自治体との協議の状況次第であるため、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として協議を終了できるように努める。 後段の「また」以降については、協議完了済み	
関西イノベーション 国際戦略総合 特区	781	実証実験の内容について、厚生局及び税関との調整が概ね終了した(厚生労働省が提示した条件(関係機関との連携)は満たした)。	平成25年2月から試験運用を開始し、平成25年度から実証実験を行えるよう、引き続き協議を継続していく予定。	平成25年3月(予定)	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	【最終】担当省庁の見解 (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施、B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等に対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)				【最終】指定自治体の回答 (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府(事務局)再整理(コメント欄)	内閣府再整理				
			提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール				理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等	
関西イノベーション国際戦略総合特区	782	製造販売(製造)用医薬品等輸入に関する手続きの電子化と簡素化を図る。 あわせて、押印廃止をはじめとする様式の簡素化、添付書類の見直しを図るとともに、簡易な手続きミスや国の説明時間低減させるため、ヘルプデスクの設置などサポート機能を強化する。 開港が主たる輸出入港となる近畿厚生局管内を対象に、実証実験事業として開始し、検証作業を進めながら、対象品目の段階的な拡張を図る。最終的には全国システムとしてNACCS(通関システム)への接続を想定する。	製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化、簡素化のための薬事法施行規則の緩和	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	薬事法施行規則第94条、第95条 平成22年12月27日薬食発第1227第6号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等輸入監視協力依頼について」 別添「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」 平成22年12月27日財関第1345号通達「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」	B	平成24年度中	平成25年度から実証実験が進められるよう平成24年度中に必要な措置をとる。	① 実証実験を進めるためには、税関、厚生局等の関係機関の協力が必要であるため、自治体は関係機関と連携して進めていただきたい。 ② ①を条件として、実証実験を進められるよう、厚生労働省において具体的に特例措置等について検討を進める。	b	地元が提案する実証実験は、現在、国が検討を進めている薬事法関連手続きの電子化を先導し、その導入を円滑ならしめるなど、国民経済にその成果が還元されるものである。ゆえに、より良い成果を得るためにも、権能を有する国と提案者である地方が協力し、実施すべき取組みと認識している。 今般、一刻も早い実験開始を望む企業等が多いことから、必要経費は原則、地元と受益者で負担することとしたが、上記認識は何ら変わるものではなく、国におかれても、同様の認識をいただいているものと理解している。 したがって本省と出先機関の円滑な調整や事務の効率的な見直し、必要な制度改正などの点で国として取組み、地元とともに効果的な実証実験となるよう尽力いただきたい。	B	自治体が必要とする製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化、簡素化について、厚生労働省より検討するとの見解が示されたが、平成25年度から実証実験を行えるように、引き続き協議すること	II	
関西イノベーション国際戦略総合特区	783	薬監証明、製造販売(製造)用医薬品等輸入に関する手続きの電子化・簡素化に続き、医薬品等を輸出するための原簿製造又は輸入に係る輸出用医薬品等製造・輸入届手続きをターゲットとして、SaaS基盤を活用した実証実験システムとして電子化を図る。 あわせて、押印の廃止など手続きの簡素化を図る。	輸出用医薬品等製造・輸入届の電子化、簡素化のための薬事法施行規則の緩和	厚生労働省医薬食品局監視指導課	薬事法施行令第74条 薬事法施行規則第265条 平成20年11月11日薬食審発第1111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「輸出用医薬品等の届出の取扱いについて」 平成22年12月27日薬食発第1227第6号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等輸入監視協力依頼について」 別添「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」 平成22年12月27日財関第1345号通達「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて」	B	平成24年度中	平成25年度から実証実験が進められるよう平成24年度中に必要な措置をとる。	① 実証実験を進めるためには、税関、厚生局等の関係機関の協力が必要であるため、自治体は関係機関と連携して進めていただきたい。 ② ①を条件として、実証実験を進められるよう、厚生労働省において具体的に特例措置等について検討を進める。	b	地元が提案する実証実験は、現在、国が検討を進めている薬事法関連手続きの電子化を先導し、その導入を円滑ならしめるなど、国民経済にその成果が還元されるものである。ゆえに、より良い成果を得るためにも、権能を有する国と提案者である地方が協力し、実施すべき取組みと認識している。 今般、一刻も早い実験開始を望む企業等が多いことから、必要経費は原則、地元と受益者で負担することとしたが、上記認識は何ら変わるものではなく、国におかれても、同様の認識をいただいているものと理解している。 したがって本省と出先機関の円滑な調整や事務の効率的な見直し、必要な制度改正などの点で国として取組み、地元とともに効果的な実証実験となるよう尽力いただきたい。	B	自治体が必要とする輸出用医薬品等製造・輸入届の電子化、簡素化について、厚生労働省より検討するとの見解が示されたが、平成25年度から実証実験を行えるように、引き続き協議すること	II	
関西イノベーション国際戦略総合特区	787	国内貨物の積載重量(40フィートコンテナ重量:約26トン、20フィートコンテナ重量:約22トン)を現状の外資コンテナの積載重量(40フィートコンテナ重量:30.48トン、20フィートコンテナ重量:24トン)と同じ重量にまで引き上げる。併せて、国内貨物と外資貨物で積載重量基準が異なるために、国内の道路を通行するときは、各々で道路管理者への申請手続きが必要となっている。これを一本化し、簡素化を図る。	当該区域において離着岸する民間事業者が実施する内航フェリー船による輸送について消費増税の上のための国内貨物積載コンテナに関する手続きの簡素化と積載重量の見直し	国土交通省道路局道路交通管理課	道路法第47条の2	F	E	未定	自治体が提案する国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送にかかる特殊車両通行許可手続きの簡素化について、実態を調査の上で必要な措置を検討する。 社会資本の長寿命化のため、道路構造物に過大な負担(荷重による疲労)をかけることとなる軸重緩和は現時点では対応困難。	d	3月1日の対面協議において、軸重緩和については、「現在、国で検討しており、24年度に結論を出す」とのことだったと記憶しております。 国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送に係る特殊車両通行許可の手続きについても、引き続き検討をお願いします。	F	国土交通省は自治体が必要とする国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送にかかる特殊車両通行許可の簡素化について、実態に向けて検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が必要とする場合は国土交通省と改めて協議を行うこととする。 軸重緩和の実現に向けて、一旦協議は終了するが、自治体は、省庁間の見解をふまえた上で、軸重緩和の実現のための具体的な方策を検討すること	I	IV
グリーンアジア国際戦略総合特区	543	燃料電池車の水素充填圧力は35MPaから70MPaに移行しつつあるが、70MPa燃料電池車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る法整備がなされておらず、市街地に70MPa水素スタンドを建設することができない。 そこで、70MPa水素スタンドに係る法整備を実施する。	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	経済産業省原子力安全・保安院保安課	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び関係例示基準	A-2	平成24年度中	平成24年度中	本提案については、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定である。	b	24年度中に確実な見直しをお願いしたい。	A-2	経済産業省は一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定としており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が必要とする場合は経済産業省と協議を行うこと。	I	
グリーンアジア国際戦略総合特区	544	水素スタンドには年1回の保安検査が義務付けられており、その中で、蓄圧器の開放検査(目視による内面観察と非破壊検査)を行うことが定められている。開放検査による休業期間は連続10日間にも及び水素スタンド運営の大きな負担となっている。また、非破壊検査も大きな負担となっている。このため、安全を担保しつつ、適切な検査方法を定める必要がある。	【保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告知での指定】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則 第82条第3項	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が保安検査基準を策定し、国へ提出、安全性が確認できれば平成24年度中に措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が保安検査基準案の検討を行っており、平成23年度に民間基準が作成される予定である。同基準案が当省へ提出されれば、平成24年度に、当省に設置している高圧ガス保安検査資格審査小委員会において安全性の検討を行い、安全が確認された場合には、平成24年度に保安検査の方法として告示で定める予定である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が必要とする場合は経済産業省と協議を行うこと。	I	
グリーンアジア国際戦略総合特区	545	圧縮水素輸送自動車(水素トレーラー)用容器として使用するCFRP製複合容器について、現状、使用可能上圧力が35MPaに制限されているが、これを45MPaとする。これにより、一度に輸送可能な水素ガス量を増加させ、水素ステーションの運用性向上と水素運搬効率向上をはかる。	【圧縮水素輸送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁(ガラス球式)を追加するための付属品の例示基準の改正】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	容器保安規則及び関係例示基準	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が民間基準を策定し、平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の技術基準を実施。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が保安検査基準案の検討を行っており、平成23年度中に民間基準案が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が必要とする場合は経済産業省と協議を行うこと。	I	
グリーンアジア国際戦略総合特区	546	安全弁として、溶接式安全弁に加え高圧への対応性に優れた熱作動式安全弁を使用可能とする。	【圧縮水素輸送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁(ガラス球式)を追加するための付属品の例示基準の改正】	経済産業省原子力安全・保安院保安課	容器保安規則及び関係例示基準	B	平成24年度中	平成23年度に民間団体等が民間基準を策定し、平成24年度に高圧ガス保安協会は民間基準の技術基準を実施。国は安全性が確認された場合、措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。現在、民間団体等が保安検査基準案の検討を行っており、平成23年度中に民間基準案が作成される予定である。平成24年度に、同民間基準案についての高圧ガス保安協会の技術基準への適合性評価が行われる予定であり、その結果、安全性が確認された場合、国は例示基準の改正を行う予定である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	経済産業省は、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施するとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が必要とする場合は経済産業省と協議を行うこと。	I	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
関西イノベーション国際戦略総合特区	782	平成25年度からの輸入届手続きの電子化実証実験開始に向けて、7月12日に指定自治体が近畿厚生局を訪問し、手続きの流れ、業務量、インターネット接続環境等についてヒアリング調査を行った。指定自治体は、8月末まで引き続き厚生局及び税関に対するヒアリング調査を実施することとしている。	今後の指定自治体によるヒアリング調査の結果等を踏まえながら、平成25年度から実証実験を行えるよう、引き続き協議を継続していく予定。	平成25年3月(予定)	
関西イノベーション国際戦略総合特区	783	輸出用医薬品等製造・輸入届手続きの電子化実証実験開始に向けて、指定自治体は独立行政法人 医薬品医療機器総合機構に対し、手続きの流れ、業務量、インターネット接続環境等についてヒアリング調査を行うこととしている。	今後の指定自治体によるヒアリング調査の結果等を踏まえながら、平成25年度中に実証実験を行えるよう、引き続き協議を継続していく予定。	平成25年3月(予定)	
関西イノベーション国際戦略総合特区	787	国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送に係る特殊車両通行許可申請の手続簡素化について、具体的措置を検討するため、申請実態(車種、経路数、経路パターン、提出書類等)の具体的な調査項目を調整中。8月に実態調査を実施、9月に調査の結果を取りまとめ予定。	国内貨物積載コンテナと国際貨物積載コンテナの輸送の実態調査の結果を踏まえ、指定自治体との協議を予定。	実態を調査した上で、平成25年3月までに検討の結論を出す予定。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	543	平成23年度に高圧ガス保安協会が水素供給関連事業者を含む民間団体等が作成した7OMPa水素スタンドに係る省令及び例示基準案について安全性・適合性評価を実施した結果に基づき、平成24年中の省令及び例示基準の改正に向けて、作業中である。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	平成25年3月までに省令等の改正を行う予定。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	544	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は水素スタンドに係る保安検査基準案を作成し、保安検査告示の指定を受けるための申請の準備作業中であり、当省に民間団体等から申請がされ次第、当該基準の安全性に関する審査を行う予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が保安検査基準を作成し、経済産業省に申請後、保安検査規格審査小委員会において審査を行う。審査結果を受けて、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに民間団体等が作成した保安検査基準を保安検査の方法として告示で指定するよう努める。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	545	平成23年度に民間団体等は、最高充填圧力45MPaの圧縮水素運送自動車用複合容器に係る民間自主基準案を作成した。平成24年度に民間団体等は、圧縮水素運送自動車用容器に係る民間自主基準を決定する予定。高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された民間自主基準について、技術基準への適合性評価を実施予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が民間自主基準を作成し、高圧ガス保安協会に提出する予定。高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された民間自主基準について、平成25年度中に技術基準への適合性評価を実施する予定。経済産業省は、評価結果を受けて、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに例示基準の改正を行うよう努める。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	546	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は圧縮水素運送自動車用複合容器用の熱作動式安全弁(ガラス球式)の民間基準の検討を行ったが、別途、検討の過程において国際基準調和(HFCV-gtr)の取組によって安全弁の技術基準が2012年度中に採択される予定となったため、平成24年度に民間団体等はHFCV-gtrの採択状況に合わせて検討を行う予定。また、平成25年度に、民間団体等は当該安全弁に係わる民間自主基準の策定と必要に応じて、民間自主基準の安全性を検証するための実験データを取得する予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、HFCV-gtrが採択され、平成25年度中に民間団体等が民間自主基準を作成、経済産業省に提出後、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成27年3月までに例示基準の改正を行うよう努める。	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	【最終】担当省庁の見解 (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			【最終】指定自治体の回答 (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府(事務局)再整理(コメント欄)	内閣府再整理		
			提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期				スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など
グリーンアジア国際戦略総合特区	540	ガソリンセルフスタンドと同レベルの安全管理体制を整備し、充填設備についても十分な安全性を確保した上で、有資格者の監視のもと、水素スタンドにおいて一般ドライバーによる水素ガス充填(セルフ充填)を可能にする。 最終的には、セルフガソリンスタンドとセルフ水素スタンドの併設を可能とする。	【セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を交付した者以外による水素の充填行為の許可】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	高圧ガス保安法	B	平成25年度	平成24年度まで民間団体等による検討。平成25年度、高圧ガス保安協会の適合性評価を踏まえ例示基準を改正 高圧ガス保安法においては、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号等においてガス設備に使用する材料はガスの種類等に応じて安全でなければならないことを規定しており、現在の例示基準において圧縮水素スタンド(35MPa)で使用可能な鋼材としてSUS316Lを定めている。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度まで民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る民間基準案を作成中であり、平成25年度に高圧ガス保安協会が行う当該民間基準案についての技術基準への適合性評価を踏まえ、安全性が確認された場合には、例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	550	現状の法規では、水素スタンドからCNGスタンドに対しては6mの設備間距離を設けることが求められており、緩和措置が無い。 CNGスタンドに水素スタンドを併設させることで、収益が出せない普及初期の整備を進めることが重要であり、距離規定があることで併設可能なCNGスタンドが3分の1程度に縮減される。	【CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第12号、関係例示基準	B	平成25年度	平成24年度までに民間基準案を策定。平成25年度に高圧ガス保安協会が適合性評価を行い、安全性が確認できれば省令等を改正する 高圧ガス保安法では、容器保安規則において高圧ガス容器には最高充填圧力を超過して充填してはならないことを規定している。圧縮水素自動車用燃料装置用容器の最高充填圧力については、保安の観点から、実験データ等による科学的根拠に基づいた安全性が確認できない限り、引き上げることとは出来ない。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度まで民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る民間基準案を作成中であり、平成25年度に高圧ガス保安協会が行う当該民間基準案についての技術基準への適合性評価等を行い、安全性が確認された場合は、例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	554	日本では、欧米に比較してより大きな設計係数を採用、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ等が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性能が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、欧米並みの設計係数にて水素スタンドを建設できるよう、省令・例示基準等の見直しを図る。	【設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続きの簡略化】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第13号、特定設備検査規則第14条、関係例示基準	B	平成25年度	平成22年度に閣議決定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が、民間基準案を作成するとともに、大臣特認、配管等に係る事前評価の手続き等を行うこととしている。 なお、現在でも特定設備検査規則第14条に規定する材料の許容応力についての安全率は、同規則第51条に規定する特殊な設計による特定設備についての特別により、危険のおそれがないと認められる場合には、大臣特認を受けた後、配管等が可能な限り、安全率を低減することとしている。 また、一般高圧ガス保安規則の技術基準に関する例示基準第8項のボンプ、圧縮機等の材料の供用引張応力に関する安全率については、高圧ガス保安協会の実施する詳細基準事前評価により、技術基準に適合していると認められた場合には、緩和することが可能である。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	555	水素スタンドで使用可能な鋼材は、現状、極めて限定されており、以下の問題が生じている。 ・配管・バルブ類が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性能が出ない ・海外製品を輸入して使用することが困難 ・水素スタンド建設コスト低減が難しい そこで、使用可能な鋼材の拡大をはかる。	【例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号、関係例示基準	B	平成25年度	高圧ガス保安法においては、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第14号等においてガス設備に使用する材料はガスの種類等に応じて安全でなければならないことを規定しており、現在の例示基準において圧縮水素スタンド(35MPa)で使用可能な鋼材としてSUS316Lを定めている。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度まで民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る民間基準案を作成中であり、平成25年度に高圧ガス保安協会が行う当該民間基準案についての技術基準への適合性評価を踏まえ、安全性が確認された場合には、例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	556	70MPa水素スタンドでは、肉厚となる鋼製蓄圧器の使用が大幅なコストアップ要因の一つ。海外では、複合容器を蓄圧器として利用し、コストを低減している。しかしながら、現行の高圧ガス保安法では、鋼製の蓄圧器のみが規定されており、複合容器を蓄圧器として利用することは認められていない。 そこで、必要な法整備及び技術基準の策定を行い、複合容器を蓄圧器として利用することを可能とする。	【水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	容器保安規則、特定設備検査規則	B	平成25年度	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度までに民間団体等が、複合容器使用に向けた技術基準適合手続きの簡略化に向けた民間基準案の検討を行っており、平成24年度に民間基準案が作成される予定である。この成果を踏まえ、平成25年度に、高圧ガス保安協会において同民間基準案や海外の規格等を参考に、技術基準適合手続きのための基準を作成する予定。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	557	これまで高圧ガス保安法の省令の改正により、水素スタンドについて保安距離短縮などの見直しが行われてきた。 しかしながら、以下の理由から、一層の保安距離の短縮を実現したい。 ・土地削減によるスタンドコスト(固定費)の抑制 ・用地選定の容易化 ・ガソリンスタンド等との併設の容易化 ・ディスプレイセンサーと公道の距離を、現行の6mから4m(ガソリンスタンド並み)に短縮。	【公道とディスプレイセンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第2号、第2項第3号、関係例示基準	B	平成25年度	平成23年度までに民間団体等が実験データの取得を行う。平成24年度に安全性の検証を行い、安全性が確認できれば省令を改正し、平成25年度に例示基準を改正する。 本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成23年度までに民間団体等が、公道とディスプレイセンサーとの距離に係る障壁等の代替措置についての研究及び当該代替措置の安全性を検証するための実験データの取得を行い、経済産業省は、当該データの安全性が確認された場合には、平成24年度に省令を改正し、平成25年度に例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I
グリーンアジア国際戦略総合特区	558	FCVの高圧水素容器への水のフル充電に関する日本の基準は、海外に比べて理論上最大15%程度水素の充填量が少なく、FCVの満タン航続距離が短い。 国際基準調和を図るべく容器保安規則の見直しを実施し、燃料電池自動車への海外並の水素充填を可能にする。 また、容器制(車制)見直しにあわせて、一般制(スタンド制)の見直しを進め、既存実験データにより安全が担保される範囲内で、充填圧力を引き上げる。	【フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正】	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則第7条の3、容器保安規則第2条第25号	B	平成25年度	高圧ガス保安法では、容器保安規則において高圧ガス容器には最高充填圧力を超過して充填してはならないことを規定している。圧縮水素自動車用燃料装置用容器の最高充填圧力については、保安の観点から、実験データ等による科学的根拠に基づいた安全性が確認できない限り、引き上げることとは出来ない。 なお、本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成24年度まで民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る民間基準案を作成中であり、平成25年度に高圧ガス保安協会が行う当該民間基準案についての技術基準への適合性評価等を行い、安全性が確認された場合は、例示基準の改正を行うこととしている。 なお、実務者打ち合わせの場においても、工程表に沿った確実な見直しをお願いしたいとの回答をいただいたところである。	b	工程表に沿った確実な見直しをお願いしたい。	B	I

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
グリーンアジア国際戦略総合特区	549	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は水素スタンドにおけるセルフ充填に必要な充填する者の教育やマニュアルを必要としない安全な充填手法、安全確保のためのシステム、設備、水素スタンドの稼働実績等の必要要件について検討を行った。平成24年度も民間団体等は引き続き検討し、データ取得・整理を行う予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が一般のドライバーが設備の操作に事実上関わらない全自動の安全な充填方法・装置を開発した場合には、平成25年4月よりセルフ水素スタンドに関する検討を行う予定。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	552	平成23年度に民間団体等は、検討すべき項目の抽出、CNGスタンドにおける事故の分析、拡散燃料解析の結果を踏まえた分析等を行った。平成24年度に民間団体等は引き続き、安全性の担保に係る考えを整理・検討・評価し、技術基準案を作成する予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が、安全性の担保に係る考えを整理・検討・評価し、民間自主基準を作成、経済産業省に提出後、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成25年4月より省令及び例示基準への取り込みについて検討を行う予定。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	554	平成23年度に民間団体等は、設計係数の低い特定設備並びに配管等に係る技術基準案の作成作業を行った。平成24年度に民間団体等は、引き続き、設計係数の低い特定設備並びに配管等に係る技術基準案を作成する。加えて、民間団体等は当該基準策定を見据えて大臣特認、配管等に係る事前評価の手続き等を行う予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が設計係数の低い特定設備並びに配管等に係る技術基準案を作成し、高圧ガス保安協会に提出する予定。高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された技術基準案を踏まえて、KHKS0220(2004)超高圧ガス設備に関する基準の改正(あるいは水素スタンド関係設備のための別の基準の策定)を平成26年3月までに行うよう努める。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	555	平成23年度に民間団体等は、使用可能鋼材の拡大に係る技術基準案を作成するとともに、当該基準に係る鋼種を拡大するための実験データの取得を行った。平成24年度に民間団体等は、引き続き、使用可能鋼材の拡大に係る技術基準案を作成するとともに、当該基準に係る鋼種を拡大するための実験データを取得予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が、使用可能鋼材の拡大に係る技術基準案を作成し、高圧ガス保安協会に提出する予定。高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出された民間自主基準について、平成25年度中に技術基準への適合性評価を実施する予定。経済産業省は、評価結果を受けて、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに例示基準の改正を行うよう努める。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	556	平成23年度に民間団体等は、水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に係る技術基準案を作成するとともに、当該基準の安全性を検証するための実験データの取得を行った。平成24年度に民間団体等は、引き続き、水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に係る技術基準案を作成するとともに、当該基準の安全性を検証するための実験データを取得予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が、水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に係る技術基準案を作成、安全性を検証するためのデータを取得し、高圧ガス保安協会に提出する予定。高圧ガス保安協会は、民間団体等から提出されたデータを基に、ASME Sec.X等を参考に技術基準を平成26年3月までに策定するよう努める。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	557	平成23年度に民間団体等は、公道とディスプレイとの距離に係る障壁等の代替措置についての研究を行った。その結果、公道とディスプレイの間に障壁等を設けることにより距離の短縮は可能となるものの、著しく利便性を損なうとともに視認性の確保もできないことから、障壁を代替措置とすることは見送ることとなった。平成24年度は、民間団体等は、海外の基準等を調査し、公道とディスプレイとの距離と安全性に関する考え方を整理する予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が公道とディスプレイとの距離に係る検討を進め、安全性を検証した実験データ等取得し、経済産業省に提出した場合には、経済産業省は、平成25年4月より検討を再開する予定。	
グリーンアジア国際戦略総合特区	558	平成23年度に民間団体等は85℃、125%での充填を想定した高圧水素容器(70MPa)の環境曝露試験を実施し、安全性の検証に資するデータを取得した。平成24年度に民間団体等は、必要があれば、民間基準(省令改正・例示基準案:最高充填圧力の引上げ、容器附属品の設計確認試験を含む)を作成する。民間団体等は、必要があれば、実験データの補強を行う予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が、民間基準(省令改正・例示基準案:最高充填圧力の引上げ、容器附属品の設計確認試験を含む)を作成し、高圧ガス保安協会に提出する予定。高圧ガス保安協会は、平成25年度中に当該民間基準について技術基準としての技術的妥当性に関する評価を実施する予定。経済産業省は、評価結果を受けて、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに令及び例示基準の改正を行うよう努める。	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的な内容	【最終】担当省庁の見解 (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)					【最終】指定自治体の回答 (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府(事務局)再整理(コメント欄)	内閣府再整理
			提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など			
札幌コンテンツ特区	477	＜映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続きの緩和＞ ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	◆出入国管理法の特例(外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和) 【札幌市:札幌コンテンツ特区】 ○札幌でロケをする映像製作者の入国の際の「興行」の日本人との同等報償要件の緩和	法務省入国管理企画官室	出入国管理及び難民認定法	F	—	—	札幌市の提案が ○外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること ○特に、外国のロケ隊が本邦内で活動する際には必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	a	貴省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準についての整理に資する情報提供を今後も実施するとともに、リエゾン・オフィサーが外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度を構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的な協議のほどよろしくお願いたします。	札幌市は法務省に対して外国のロケ隊の在留状況等の情報提供を引き続き行い、法務省は外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、札幌市は、法務省から提示された内容を踏まえ、外国のロケ隊の円滑な受け入れが可能であるか再度検討を行うこと。
札幌コンテンツ特区	477	＜映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続きの緩和＞ ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	◆出入国管理法の特例(外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国管理及び難民認定法	F	—	—	札幌市の提案が ○外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、現状における外国のロケ隊の本邦在留の実態等を踏まえ明確化すること ○特に、外国のロケ隊が本邦内で活動する際には必要な生活費や帰国費を含めて雇用主等から手当が支給されることが通常であり、在留審査に当たってはこうした特別の手当も評価することであることを前提に、法務省において外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について整理するとともに、厚生労働省も関係省庁として引き続き札幌市と協議を行う。	a	法務省で行う外国のロケ隊が入国する際の在留資格及びその審査基準について、外国のロケ隊に帯同する等外国のロケ隊の本邦における活動の適正を担保する制度を構築することで、外国のロケ隊を円滑に受け入れる仕組みについて、継続的な協議のほどよろしくお願いたします。	厚生労働省は、札幌市と法務省が行う協議に必要に応じて協力すること。
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	520	70MPa水素スタンドに係る法整備を実施することで、70MPa水素スタンドの市街地への建設と、2015年のFCV普及開始に先立つ水素スタンドの整備促進を図りたい。	70MPa水素スタンドに係る法整備	経済産業省原子力安全・保安院保安課	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び関係例示基準	A-2	平成24年度中	平成24年度中	本提案については、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号、第7条の3及び例示基準の改正を平成24年度中に行う予定である。	a	平成24年度中の改正に向けて、引き続きの検討・調整をお願いしたい	I
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	521	安全を担保しつつ、保安検査の簡略化を念頭に、適切な検査方法の規定をお願いしたい。	水素スタンドに係る保安検査の簡略化	経済産業省原子力安全・保安院保安課	一般高圧ガス保安規則 第82条第3項	B	平成24年度中	平成23年度中に民間団体等が保安検査基準案を策定し、国へ提出、安全性が確認できれば平成24年度中に措置	本提案については、平成22年度に策定された「燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた規制の再点検に係る工程表」に基づき、全国的に実施する予定。平成23年度に民間団体等が保安検査基準案の検討を行っており、同基準案が当省へ提出されれば、当省に設置している高圧ガス部保安検査規格審査小委員会において安全性の検討を行い、安全性が確認された場合、平成24年度に保安検査の方法として告示で定める予定である。	a	平成24年度中の改正に向けて、民間団体も検討を進めていくので、国におかれても、同年度中の改正に向けて、引き続きの検討・調整をお願いしたい	I
国際医療交流の拠点づくり「らんくうタウン」泉佐野市域地域活性化総合特区	883	次の条件を満たす医療機関を対象に、本地域りんくうタウン内に限定して、特定病床の特例に係る手続きのうち、厚生労働省との協議・同意を不要とする。 (要件) ・高度ながん医療を提供できる医療機関であること。 ・国内外の医療ニーズに対応できる医療機関であること。	特定病床設置に係る手続きの緩和【高度がん医療拠点の形成事業】	厚生労働省医政局指導課	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第7項 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3及び第5条の4 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の2第1項	F	—	平成24年度中を目途に結論を得る	特例病床の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに提案者である大阪府と十分協議していきたい。	a	整備スケジュールを踏まえ、特定病床の設置に向けた迅速かつ十分な協議をお願いいたします。	I
あわじ環境未来島特区	842	系統連系申請にかかる日数を短縮し、迅速な送電を可能とするため、電気事業法95条第3項の規定に基づき電力系統利用協議会が定めている「電力系統利用協議会ルール」における接続検討時間の短縮(現行3ヶ月以内を30日以内)を求める。	太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続きの明文化	資源エネルギー庁電力基盤整備課	電気事業法第95条第3項 電力系統利用協議会:「電力系統利用協議会ルール」	A-2	平成24年度中に措置※	2月27日に5者会議(※)の初会合を開催。当該会議を定期的に開催し、このなかで再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善を行う。 ※5者会議メンバー:太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会、担当2原課(電力基盤整備課、新エネルギー対策課)	○電気事業法95条3項で定める支援業務規定(電力系統利用協議会の業務内容、就業規定等)は、根拠法令にはあたらない。 ○また、電力系統利用協議会ルールは、電気事業者間等(中立者(学識経験者)、再生エネルギー事業者、一般電気事業者、即・自家発電)で定められたルールであり、国が定めた法律やガイドライン等で規制しているものではない。 ○地方で、国としても規制・制度改革の一環として、再生可能エネルギー事業者、電力会社と経済産業省による検討を既に開始したところであり、再生可能エネルギー事業者等の意見を聞き、接続申請を円滑化するための標準処理期間の規定について、必要な改善点を検討し、所要の措置を講ずる。	a		I
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	特区内においては、新大阪や関西に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	道路運送法の許可の条件付き緩和	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第20条	F	平成24年度中に結論	平成24年度に営業区域規制等のあり方のさらなる検討を行うためのワーキンググループを設置し、平成24年度中に結論を得る。	営業区域規制については、平成24年3月に取りまとめられた「バス事業のあり方検討会」(座長:竹内健蔵東京女子大学教授)報告書においても、営業区域を拡大することの賛否が分かれていることから、安全規制や運賃・料金規制との関係も考慮しつつ、平成24年度中に結論を得るべく、さらに検討を深めることとされているところ。 なお、本件は和歌山県からの特区提案であるが、営業区域の条件付き緩和措置により実際に経済的影響を受けることとなるのは大阪府等隣接府県の貸付バス事業者であり、これらの事業者の意見も十分踏まえつつ検討を行うことが必要となることから、結論を得るまでには時間を要する。	b	空港等主要なターミナルの送迎を行い、その行程の大部分が和歌山県内であるという運送行為について、現行法において県内バス事業者が運送できないという実状は、事業者の育成及び景観光事業の活性化の観点から問題があると考えます。引き続き国において検討されるということですが、導入を前提とした早い時期での調整をお願いいたします。	I

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
札幌コンテンツ特区	477	当省において、外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について、整理を行っているところ。今後、省内案を取りまとめ、関係省庁である厚生労働省と協議を行う予定。	外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について、今後、関係省庁である厚生労働省との協議を踏まえ、札幌市と協議を行う予定。	関係省庁及び札幌市との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、早い時期(平成24年11月ごろ)を目途として、協議を終了できるように努める。	
札幌コンテンツ特区	477	法務省において、外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について、整理を行っているところ。今後、法務省案が取りまとめ次第、関係省庁である当省に協議が行われる予定。	外国のロケ隊が本邦に入学する際の在留資格及びその審査基準について今後、法務省との協議を踏まえ、札幌市と協議を行う予定。	関係省庁及び札幌市との協議を予定していることから、協議終了時期を明記することはできないが、早い時期(平成24年中の11月ごろ)を目途として、協議を終了できるように努める。	
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	520	平成23年度に高圧ガス保安協会が水素供給関連事業者を含む民間団体等が作成した7OMPa水素スタンドに係る省令及び例示基準案について安全性・適合性評価を実施した結果に基づき、平成24年中の省令及び例示基準の改正に向けて、作業中である。	協議自体は終了。	平成25年3月までに省令等の改正を行う予定。	
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	523	平成23年度に水素供給関連事業者を含む民間団体等は水素スタンドに係る保安検査基準案を作成し、当該基準が保安検査告示の指定を受けるための申請の準備作業中であり、当省に民間団体等から申請がされ次第、当該基準の安全性に関する審査を行う予定。	今後、自治体が希望する場合は、協議を行う。	民間団体等で検討・作業中のため終了時期を明記できないが、平成24年度中に民間団体等が保安検査基準を作成し、経済産業省に申請後、保安検査規格審査小委員会において審査を行い、審査結果を受けて、経済産業省は、安全性を確認した場合には、平成26年3月までに民間団体等が作成した保安検査基準を保安検査の方法として告示で指定するよう努める。	
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン」泉佐野市域」地域活性化総合特区	883	特例病床の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに協議するとされたため、協議に必要な書類の提出を指定自治体へ求めた。	指定自治体から提出された書類について順次内容を確認し、できるだけ御要望の整備スケジュールに沿えるよう対応していく予定。	指定自治体との協議の状況次第であるため、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として協議を終了できるように努める。	
あわじ環境未来島特区	842	8月8日に、関係者(太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会、資源エネルギー庁)で、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善に向け、検討を行った。	当該検討を踏まえ、必要に応じ、要望の聴取等を行う。	平成24年12月を目処に、取りまとめ予定。	
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	自治体は営業区域規制の緩和を提案しているが、営業区域規制のあり方については、平成24年4月29日に開越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同年6月11日に決定された「高速ツアーバス等貸切バスの安全対策の強化」において、「引き続き検討すべき事項」に位置づけられた「参入規制のあり方の検討」の中で検討を進めることとしているところ。	現在営業区域規制のあり方について検討を深めているところ。今後、検討をふまえて適宜指定自治体との間で実務者レベル打合せや書面協議を実施する予定。	平成25年3月までに検討の結論を得る予定であり、その結論を踏まえ調整。	

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	提案事項の具体的内容	【最終】担当省庁の見解 (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			【最終】指定自治体の回答 (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府(事務局)再整理(コメント欄)	内閣府再整理				
			提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期				スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等
尾道地域医療連携推進特区	253	<p>・離島、へき地に住む患者の利便性の向上や在宅医療の充実の観点から、一定の条件で遠隔診療が認められていることと同様に、特別区域内において情報通信機器等を用いた服薬指導を認める。</p> <p>なお、実施にあたっては、以下の条件を設定することで弊害に対する予防を講じる。</p> <p>①初回は必ず対面とし、患者の状態を確認する。</p> <p>②遠隔による服薬指導については、事前に患者又は家族の同意を得る。</p> <p>③主に慢性疾患患者で特に服薬コンプライアンスの必要性の高い患者を対象とするが、次の者は対象外とする。</p> <p><対象外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用法どおりの服薬がむずかしい者 ・認知症高齢者、聴力低下等により、聞き取りにくいなど、遠隔での指導がむずかしい者 <p>④実施する場合は、該当薬局名及び患者名等がわかる登録名簿を作成する。</p>	地域医療・介護連携を推進するための薬剤師による服薬指導(対面)に関する特例措置	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法第9条の2薬事法施行規則第15条の13、第15条の14	B	自治体等との一層の調整が必要なため、現時点では未定	-	ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	b	引き続き、協議を進める点では異論はありませんが、条件等については、厳格な設定とならないよう、提案に沿った柔軟な対応を含めた前向きなご検討をお願いいたします。	B	提案内容を実現するための薬事法等の改正に向けて、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、厚生労働省と提案自治体の間で引き続き検討を行うこと。また、提案内容を実現するには整理番号253と254が一体的に議論されるべきである。	II
尾道地域医療連携推進特区	254	<p>・離島、へき地に限定した上で、患者やその家族が希望する場合には、薬剤師以外の者(ヘルパーなどの介護事業者等)に依頼して、在宅患者へ薬剤を搬送することを認める特例を設ける。</p> <p>なお、実施にあたっては、以下の条件を設定することで弊害に対する予防を講じる。</p> <p>①搬送の特例として認める者は、該当患者の状況を把握している者に限る。</p> <p>②薬剤師による服薬指導が遠隔により適切に行うことができ、かつ、安定期の患者で、同じ薬剤を定期的に服用している者に限る。</p> <p>③搬送については、事前に患者又は家族の同意を得る。</p> <p>④麻薬、覚せい剤等用法を厳格に遵守することが必要な薬剤については、搬送の特例の対象外とする。</p> <p>⑤実施する場合には、搬送機関名(氏名)、該当薬局名及び患者名等がわかる登録名簿を作成する。</p>	薬剤の搬送に関する特例措置	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法第9条の2薬事法施行規則第15条の13、第15条の15	B	自治体等との一層の調整が必要なため、現時点では未定	-	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	b	引き続き、協議を進める点では異論はありませんが、対象範囲等の条件については、厳格な設定とならないよう、提案に沿った柔軟な対応を含めた前向きなご検討をお願いいたします。	B	提案内容を実現するための薬事法等の改正に向けて、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、厚生労働省と提案自治体の間で引き続き検討を行うこと。また、提案内容を実現するには整理番号253と254が一体的に議論されるべきである。	II
かがわ医療福祉総合特区	1075		へき地薬局開設事業(調剤薬のへき地患者宅での交付事業)	厚生労働省医薬食品局総務課	薬事法第9条の2薬事法施行規則第15条の13、第15条の15	B	自治体等との一層の調整が必要なため、現時点では未定	-	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	d	特区事業の円滑な実施のため、平成24年度早急に地域活性化総合特別区域計画に載せられるよう対応していただきたい。	B	自治体の要望する調剤薬のへき地患者宅での交付事業について、厚生労働省から実現の方向性が示されたものの、対象薬剤、薬剤を運搬する者の範囲、ICTを利用した服薬指導の条件に係る検討が必要であり、提案を早期に実現できるよう、これらの具体的な条件について引き続き協議すること。	II

「国と地方の協議」の結果を踏まえたフォローアップ

様式2

総合特区名	整理番号	省庁記載欄			
		ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
尾道地域医療連携推進特区	253	ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	提案主体と一層の調整が必要であり、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として一定の方向性を出せるように努める。	
尾道地域医療連携推進特区	254	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	提案主体と一層の調整が必要であり、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として一定の方向性を出せるように努める。	
かがわ医療福祉総合特区	1075	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	対象薬剤、薬剤の運搬をする者の範囲、ICTを利用した服薬指導を行う条件等について、自治体等との一層の調整をしながら、今後とも協議を行ってまいりたい。	提案主体と一層の調整が必要であり、協議終了時期を明記することはできないが、平成25年3月を目途として一定の方向性を出せるように努める。	